

# 社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会職員就業規則

## 第1章 総則

### (趣 旨)

第1条 この規則は、定款第19条第3項の規定に基づき、当社会福祉協議会（以下「社協」という。）職員の就業等に関して必要な事項を定めるものとする。

2 この規則に定める事項のほか、職員の就業に関しては、労働基準法その他の法令の定めるところによる。

### (用語の説明)

第2条 この規則において、職員とは、定款第19条第2項の規定に基づき、会長が任命した者をいう。

## 第2章 採用

### (採用)

第3条 職員は、社協が行なう事業に理解あるものについて、競争試験又は選考により、会長が適当と認めた者を採用する。

### (試用期間)

第4条 新たに採用した者については、採用の日から6ヶ月間を試用期間とする。ただし、特殊の技能又は経験を有する者、1年以内の期間を採用期間とする者は、試用期間を設けないことができる。

2 試用期間中又は試用期間満了の際引き続き職員として勤務させることが不相当と認められる者については、第22条の規定により解雇する。

## 第3章 服務規律

### (服務の基本)

第5条 職員は、社協の社会的使命を自覚するとともに、法令、社協の定款その他諸規程に従い、上司の業務上の命令に忠実に従わなければならない。

2 職員は、自己の業務に専念し、業務能率の向上に努力するとともに、互いに協力して職場の秩序と融和に努めなければならない。

3 職員は、社協の名誉又は信用を傷つけ、秘密事項をもらしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

## 第4章 就業時間、休憩、休日及び休暇

### (勤務時間)

第6条 職員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

(休息・休憩時間)

第7条 休息時間は、正午から午後零時15分までとする。

2 休息時間は、正規の勤務時間に含まれるものとし、これを与えられなかった場合においても、繰り越されることはない。

3 休憩時間は、午後零時15分から同1時までとする。

(育児時間)

第8条 生後満1年に達しない生児を育てている女子職員から、あらかじめ請求があったとき、1日2回それぞれ30分の育児時間を与える。

(出勤)

第9条 職員は、定刻までに出勤し、自ら出勤簿に捺印し又は出、退勤の記録をしなければならない。

2 私用で遅刻、早退又は外出するときは、事前に上司の許可を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由により事前に届けることのできない場合は、事後速やかに届けなければならない。

3 不可抗力の事故のため、遅刻又は早退した時は、届け出により遅刻または早退の取り扱いをしない。

(時間外勤務及び休日勤務)

第10条 業務の都合によりやむを得ない場合は、職員を勤務時間外、又は、休日に勤務させることができる。

2 時間外勤務又は休日勤務を必要とする場合は、所定の様式により、あらかじめ会長の承認を得なければならない。

(休日)

第11条 休日は、次のとおりとする。ただし、国民の祝日（元旦を除く）が日曜日にあたるときは、その翌日を休日とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日、国民の休日

(3) 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

(年次休暇)

第12条 職員には、1年を通じて20日の年次休暇を与える。ただし、年の途中において採用された職員のその年における年次休暇の日数は、次の表のとおりとする。

採用の月	年次休暇の日数（日）	採用の月	年次休暇の日数（日）
1月	20	7月	10
2月	18	8月	8
3月	17	9月	7

4月	15	10月	5
5月	13	11月	3
6月	12	12月	2

- 2 年次休暇を請求しようとする者は、1日、半日、1時間を単位として事前に届けなければならない。この場合、半日を単位としたものは2回をもって1日とし、1時間を単位としたものは、8時間をもって1日とする。
- 3 前項により請求された日が業務上支障のあるときは、その日を変更させることができる。
- 4 各暦年末において、職員（その年度における出勤日数が勤務を要する全日数の8割に満たない者は除く。）のその年の年次休暇に残数があるときは、20日を限度としてその全部をその翌年に限り繰り越すことができる。

（特別休暇）

第13条 職員が次の各号の一に該当するときは、特別休暇を与える。

- (1) 本人が結婚するとき…………… 7日以内
- (2) 配偶者が死亡したとき…………… 10日以内
- (3) 父母が死亡したとき…………… 7日以内
- (4) 子が死亡したとき…………… 5日以内
- (5) 祖父母、兄弟姉妹、孫及び配偶者の父母が死亡したとき…… 3日以内
- (6) 第2号から第4号以外の三親等以内の親族が死亡したとき…………… 1日
- (7) 産前休暇及び産後休暇…………… 産前6週間、産後8週間
- (8) 妻が出産するとき…………… 3日以内
- (9) 生理日就業が著しく困難な女子職員が請求した期間。ただし、2日を越えるときは、そのこえる期間については病気休暇として扱う。
- (10) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合…………… 1の年において5日の範囲内の期間
- (11) その他、会長が必要と認めたもの 必要な時間又は日数

- 2 特別休暇を請求しようとする者は、事前に休暇願いを提出し、承認（第7号及び第9号の場合は届出）を受けなければならない。

（病気休暇）

第14条 職員は、負傷又は疾病のため療養又は休養を要する場合は、速やかに休暇願いを提出し、承認を受けなければならない。

- 2 療養又は休養の期間が6日をこえるときは、医師の診断書を前項の休暇願い

に添付しなければならない。

3 病気休暇の期間（業務上の負傷又は疾病の場合も含む。）は、結核性疾患にあっては1年、その他の疾患にあっては90日（会長が特に必要と認める疾患にあっては180日）とする。

4 前項の期間については、同一疾患の場合に限り、初めの病気休暇が終了した日（同一疾患により休職を受けていた場合にあつては当該休職が終了した日）の翌日から起算して1年以内に始まる当該同一疾患による病気休暇の期間は、それぞれの期間を引き続いた期間として、算定するものとする。ただし特定の疾患（人工腎臓による血液透析を要する疾患）については、この限りでない。

第15条 第12条、第13条及び前条の休暇は、有給休暇とする。

（欠勤）

第16条 職員は、やむを得ない理由により欠勤する場合には、事前に届けなければならない。ただし、やむを得ずそのいとまがないときは、事後すみやかに届出なければならない。

## 第5章 給与及び退職金

（給与）

第17条 職員の給与に関する事項は、別に定める。

（退職金）

第18条 職員が退職した場合は、別に定めるところにより退職金を支給する。

## 第6章 休職、解雇及び退職

（休職）

第19条 職員が次の各号の一に該当する場合には、休職とすることができる。

(1) 第14条第3項に定める病気休暇の期間を経過しても治癒しないとき。

(2) 刑事事件に関して起訴されたとき

（休職期間等）

第20条 前条の規定による休職期間は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号の場合は1年6ヶ月（結核の場合2年）以内とし、休養を要する程度に応じ会長が定める。

(2) 前条第2号の場合は、その必要な時間

2 前項の休職期間が満了し、なお復職に至らないときは、その満了日の翌日において、会長は当該職員を解職することができる。

3 第1項の休職期間中の給与は支給しない。

4 第1項の休職期間は、勤続年数の計算において二分の一を通算する。

(復 職)

第 2 1 条 前項第 1 項の休職期間満了前に休職理由が消滅したときは、復職させる。ただし従前の職務と異なる職務に配置することがある。

(解雇)

第 2 2 条 職員が、次の各号の一に該当するときは、30 日前に予告するか、又は労働基準法第 1 2 条に規定する平均賃金（以下「平均賃金」という。）の 30 日分を支給して解雇する。ただし、引続き 1 カ月を超えて雇用されない者、及び試用期間中の者で 1 4 日を経っていない者は、平均賃金を支給せず即時解雇する。

- (1) やむを得ない事由により事業を縮小し、廃職又は過員を生じた場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又は、これに堪えない場合
- (3) 前号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合

(解雇制限)

第 2 3 条 前条の規定に係わらず、次の各号の一に該当する期間は解雇しない。ただし、第 1 号の場合において療養開始後 3 年間を経過しても傷病がなおらないで打切補償を支払った場合（法律上支払ったとみなされる場合を含む。）は、この限りではない。

- (1) 業務上負傷し、又は、疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後 30 日間
- (2) 産前産後の女子が、第 1 3 条第 1 項第 7 号の規定により休業する期間及びその後 30 日間

(一般退職)

第 2 4 条 職員が、次の各号の一に該当する場合は、その日を退職の日とし、職員としての身分を失う。

- (1) 本人の都合により退職を願い出て、会長の承認があったとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 期間の定めある雇用が満了したとき
- (4) 休職を命ぜられたものが復職させられず休職期間が満了したとき

(退職の手続き)

第 2 5 条 職員が退職しようとするときは、原則として 30 日前までに退職願いを会長に提出し、退職決定までは従前の業務を継続しなければならない。

(休職、解職、退職の決定)

第 2 6 条 休職、解職及び退職決定は、会長が辞令書を交付して行う。

(定年)

第 2 7 条 職員の定年は、満 60 歳をもって定年とし、定年に達した日以後にお

ける最初の3月31日に退職する。ただし、本人が希望し、高年齢者雇用安定法第9条第2項に基づき労使協定により定められた基準に該当した者については65歳まで継続雇用する。

2 事務局長については、満65歳とする。なお会長が必要と認める場合は、理事会の承認を得るものとする。

## 第7章 衛生及び災害補償

### (健康診断)

第28条 職員には、毎年1回以上健康診断を行うものとする。健康診断の結果必要があるときは、勤務を一定期間禁止し、又は配置換えなど適当な処置をとることがある。

### (職務上の災害の補償)

第29条 職員の職務上の災害(負傷、疾病、廃疾又は死亡をいう)に対しては、労働基準法の定めるところにより補償する。

## 第8章 懲戒

### (懲戒)

第30条 職員が、次の各号の一に該当するときは、懲戒処分を行う。

- (1) この規程及び社協の諸規定に違反した場合
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (3) 職員たるにふさわしくない非行があった場合

### (懲戒の種類及び程度)

第31条 懲戒は、その情状により次の区分に従って行う。

- (1) 戒告
- (2) 減給
- (3) 停職
- (4) 解雇

## 第9章 雑則

### (嘱託職員等の服務)

第32条 嘱託職員の服務に関しては、別に定める。

### (損害賠償)

第33条 職員が、故意又は過失によって本会に損害を与えたときは、その全部または一部を賠償させる。ただし、これによって第30条の処分を免れない。

### (補則)

第34条 この規則の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和56年 4月 1日から施行する。

附 則（施行期日）

- 1 この規則は公布の日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。  
（経過措置）
- 2 規則第27条の規定は昭和62年3月31日現在の在職者については昭和63年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成2年7月6日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成5年5月28日から適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。